

5 章 非核化・核軍縮

5

5.1 非核化

- 5.1.1 大量破壊兵器及び物質の拡散に対する
G8 グローバル・パートナーシップ
- 5.1.2 旧ソ連諸国の解体核支援
- 5.1.3 非核兵器地帯条約等
- 5.1.4 我が国の取組み

※北朝鮮の核兵器関連施設の無能力化、非核化⇒10 章 4 節

5.2 核軍縮状況

- 5.2.1 ジュネーブ軍縮会議
- 5.2.2 米露(ソ)の核軍縮交渉
- 5.2.3 その他の取組み
- 5.2.4 我が国の取組み

出典及び参考文献

5. 非核化・核軍縮

非核化				
大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G8 グローバル・パートナーシップ				
9.11 事件を契機に高まった大量破壊兵器の拡散(特にテロリストによる大量破壊兵器の入手)の懸念を払拭するため、旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止を含む国際社会全体が取組むべき課題に関する G8 諸国の合意 - 先ずロシアを対象とした協力事業(退役原潜解体、核分裂性物質処分、科学者の再雇用等)をカナダで開催されたカナナスキス・サミット(2002/6/26-27)で協議し、今後 10 年間で G8 による資金調達(上限額は 200 億ドル)を決定すると共に、協力事業実施に関する「指針」を策定 - 仏で開催されたドーヴィル・サミット(2011/5/26-27)で当初 10 年間のマンデートの延長に合意し、ロシアにおける優先事業の完了に引き続きコミットしてきた。だが、2014 年のロシアによるクリミア併合を契機に G8 が停止され、協力事業は核セキュリティ強化等に重点が移行				
旧ソ連諸国の解体核支援				
ソ連崩壊前の 1991 年 7 月に米ソ間で締結された第一次戦略兵器削減条約(START-I)に基づいて削減される旧ソ連諸国の核兵器の核弾頭解体、解体核処分について、核不拡散の観点から西側諸国が行った支援活動。我が国もロシアの極東退役原潜解体協力事業等に参画				
非核兵器地帯条約等 (ラロトンガ条約は「非核地帯条約」)				
国際約束によって作り出される「核兵器のない地帯」、現在、以下の 5 つの条約が発効				
条約名	締約国	締約国数	署名	発効
トラテロルコ条約	ラテンアメリカ諸国	33	1967/2/14	1969/4/25
ラロトンガ条約	太平洋諸島フォーラム加盟国	13	1985/8/6	1986/12/11
バンコク条約	東南アジア諸国	10	1995/12/15	1997/3/27
ペリンダバ条約	アフリカ諸国	53	1996/4/11	2009/7/15
セミパラチンスク条約	中央アジア諸国	5	2006/9/8	2009/3/21
⇒図5-1「非核兵器地帯等の現状」、表5-1「非核兵器地帯条約の比較」を参照				
- モンゴルが1992年に一国非核の地位を宣言し、1998年の国連総会決議がそれを支持 - 現在、南極、海底、宇宙・月の非軍事化に係る条約等が発効 1992年に韓国と北朝鮮が朝鮮半島非核化共同宣言を発出				
⇒最近の動向については10章4節「北朝鮮の核開発問題」を参照				

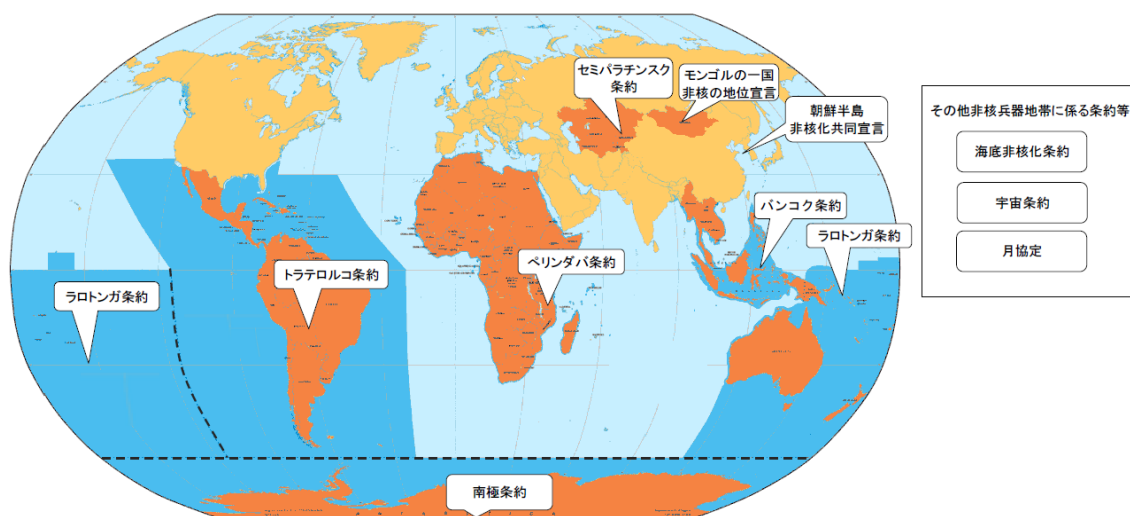


図 5-1 非核兵器地帯等の現状

核軍縮				
ジュネーブ軍縮会議				
唯一の多数国間軍縮交渉機関。所在地はスイス・ジュネーブ。加盟国は 65 ヶ国(2018/8 現在)。日本は 1969 年加盟。活動及び決定はすべてコンセンサス方式でなされる				
米露(ソ)の核軍縮交渉	冷戦時代から両国間で交渉あるいは締結された核軍縮に係る条約			
条約名	署名	発効	条約期限	制限・削減の対象
第一次戦略兵器制限条約 (SALT-I)	1972/5/26	1972/10/3	1977/10/3	核兵器運搬手段の制限
第二次戦略兵器制限条約 (SALT-II)	1979/6/18	発効せず	1985/12/31	複数弾頭化の制限
弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM)	1972/5/26	1972/10/3	2002/6/13 (失効)	迎撃ミサイルシステムの開発・配備を制限
中距離核戦力全廃条約 (INF)	1987/12/8	1988/6/1	1991/6/1 (廃棄完了)	射程距離 500~5,500km の弾道ミサイル廃棄
第一次戦略兵器削減条約 (START-I)	1991/7/31	1994/10/2	2009/12/5	配備戦略核弾頭数を一義的に規定(上限 6,000 発)
第二次戦略兵器削減条約 (START-II)	1993/1/3	発効せず	2009/12/5	配備戦略核弾頭数を 3,000~3,500 発に削減
第三次戦略兵器削減条約 (START-III)	構想されたが条文化されず			双方の戦略核弾頭数を 2,000~2,500 発に削減
モスクワ条約 (SORT)	2002/5/24	2003/6/1	2012/12/31 (失効)	配備戦略核弾頭数を各々 1,700~2,200 発に削減
新戦略兵器削減条約 (新 START)	2010/4/8	2011/2/5	2021/2/5*	双方の弾頭上限数を 1,550 発及び運搬手段上限数を 800 基・機に削減
*米露両国は履行期限内に削減目標を達成したことを発表(2018/2/5)。条約期限までに後継条約を締結する必要があるが、両国間の関係悪化で交渉停滞。なお両国の合意で最大 5 年間の延長が可能				
パグウォッシュ会議 (科学と国際問題に関するパグウォッシュ会議)				
核兵器開発に至った科学者の社会的責任の重要性を認識し、世界の科学者が軍縮・平和問題を討議する国際会議。ラッセル・アインシュタイン宣言(1955/7/9)を契機として創設				
米国における超党派及び現実主義者による核軍縮のための主張 (2007/1/4)				
長く米国の核抑止政策をリードしてきた 4 人の要職経験者がウォール・ストリート・ジャーナル紙上に連名で「核兵器のない世界を」と題する論文を発表し、核兵器に過去のような抑止効果は期待できず、核兵器廃絶を米国が主導すべきと主張				
オバマ米国大統領のプラハにおける核廃絶演説 (2009/4/5)				
チェコ共和国の首都プラハで行われた、核軍縮(START-I 後継条約、CTBT 批准、FMCT 交渉妥結)、核不拡散(国際的核査察強化、燃料供給の国際的枠組)、核テロ防止(核物質防護体制の確立)を通じた「核兵器のない世界」(核廃絶)の実現を呼びかけた演説				
我が国による核兵器廃絶に係る国連総会決議の提案				
唯一の被爆国であるという国民世論を背景に、1994 年より毎年、我が国が賛同国と共同して国連総会に提出している核廃絶を訴える決議案。毎年、核兵器国を含む多数の国が賛同				
平和市長会議				
1982 年、広島・長崎両市長の呼びかけで発足。世界の都市が連帯し、核兵器廃絶の国際世論を喚起して、世界平和の実現を目指す。4 年に 1 回、広島市や長崎市で総会を開催。2020 年までに核兵器廃絶を目指す行動指針「2020 ビジョン」を策定(2003/10)。163 ヶ国及び 7,632 都市(日本国内加盟都市数は 1,729 都市)で構成(2018/8/1 現在)。会長は広島市長				
核兵器禁止条約 (2017/7/7 採択)				
国連総会決議により設立された条約交渉会議(於ニューヨーク国連本部)で採択された核兵器の開発・実験・製造・取得・保有・使用及び威嚇・配備等を法的に禁止する国際条約。条約の発効には 50 ヶ国の批准が必要。署名国数 60 ヶ国、批准国数 14 ヶ国(2018 年 8 月現在)。				

5.1 非核化

NPTの精神に則り、核拡散の防止の観点から実施されている核兵器解体等の国際的管理とその支援、および地域の非核化の進展状況をまとめる。

5.1.1 大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G8 グローバル・パートナーシップ^[1]

[1] 経緯

・2001/9の米国における同時多発テロ事件を契機に、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手をいかに防ぐかということが国際社会全体における重要な課題

・G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器(核、化学、生物の各兵器)及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組む姿勢を示し*、カナダで開催されたカナダススキス・サミット(2002/6/26-27)において「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意

先ずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に関連するプロジェクトを協力して実施、具体的な優先分野は、退役した原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分及び兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4分野

・G8は、この構想の下で、協力事業の円滑な実施を図るべく、事業実施上の困難を克服するための「指針」を策定し、10年間にわたって総額200億ドルを上限に資金協力を行うことを目標に

・2003年以降のサミットにおいて、「G8グローバル・パートナーシップ」をフォローアップするための年次報告を採択。年次報告では、過去1年間の関連事業の進捗状況、実質的な成果を達成するための諸課題の解決策、G8グローバル・パートナーシップ参加国の更なる拡大等に言及

・ドイツで開催されたハイリゲンダム・サミット(2007)では、2007年を「G8グローバル・パートナーシップ」の中間点と位置付けてレビュー文書を作成。

これまでに実施された協力事業の進展・状況を評価し、2002年以降達成された進展を認識した上で、協力事業の効率性の向上のためには更なる努力が必要とし、カナダススキス・サミットで合意されたG8グローバル・パートナーシップの目標達成へのコミットメントを再確認

・今後、参加国が取り組む分野に、改正核物質防護条約、IAEA包括的保障措置・追加議定書、安保理決議第1540号、核テロ防止条約、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)」等の実施及び普遍化への関心を挙げた

G8グローバル・パートナーシップ参加国が大量破壊兵器拡散の脅威に地球規模で取り組むことを再確認し、いくつかの国はこの点で進展を見せているとした

・北海道洞爺湖サミット(2008/7)の首脳宣言で、非核化・核軍縮に関して以下の声明を発出^[2]

- 朝鮮半島の検証可能な非核化及び関連する六者会合参加者間の将来の国交正常化に向けた六者会合プロセスを支持。北朝鮮による申告を歓迎しつつ、検証プロセスでの完全な協力を要求。全ての既存の核施設の迅速な無能力化並びに全ての核兵器と既存の核計画の放棄の重要性を強調。関連する安保理決議の遵守を北朝鮮に要求。

- G8の核兵器国(米露英仏)の核兵器削減措置を歓迎し、全ての核兵器国に透明な形での核

*米ソ両国は、後述するように1991/7、第1次戦略兵器削減条約に署名し戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連邦が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992/5には核不拡散のための措置としてロシア以外の3ヶ国の核兵器はロシアに移送されることが決まった。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施すべきものであるが、旧ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかと危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

兵器削減を行うよう要求

- 大量破壊兵器・関連物質の拡散のリスクが世界的に存在することを踏まえ、グローバル・パートナーシップがかかる試練に取り組むことに合意
- ・仏で開催されたドーヴィル・サミット(2011/5/26-27)で、当初10年間のマンデートの延長に合意し、ロシアにおける優先事業の完了に引き続きコミットすることなどを宣言^[3]
- ・2014年のロシアによるクリミア併合を契機としてG8が停止されたことを受けて、グローバル・パートナーシップの協力事業は核セキュリティ強化等に重点が移行

(G7サミットの最近の動向は10章7節「G7/8サミット」を参照)

[2] 意義

- ・G8グローバル・パートナーシップは、ロシア等に残された様々な大量破壊兵器拡散の脅威の源を除去するための事業に協力して取り組むという構想。冷戦の負の遺産を整理するという歴史的な意義・のほか、安全保障、テロ対策を含む不拡散及び環境保全という3つの側面から実質的な意義
- ・G8グローバル・パートナーシップが発表される以前においても、日本を含む各国が2国間協力の枠組み等に基づいて、ロシア等における核兵器解体や化学兵器の廃棄、原子力発電所の安全確保などの問題に協力
- ・G8グローバル・パートナーシップは、これらの問題全体を包括し、資金調達の規模を示し、事業を実施する際のルールとメカニズムを明らかにして、G8全体としての取組を構築しようとするもの
- ・同時に、G8グローバル・パートナーシップでは、事業を実施していく上での困難を取り除くために、問題解決の方向性を与える指針が作成され、ロシアも合意
- ・G8グローバル・パートナーシップは単なる政治声明ではなく、実体面で成果を上げようとするG8の強い意思の現れと捉えられる
- ・参加国は随時拡大しており、現在もロシアを除くG7諸国を含む28か国及び欧州連合(EU)に加え、世界保健機関(WHO)、国際原子力機関(IAEA)、化学兵器禁止機関(OPCW)等の国際機関が参加^[3]

5.1.2 旧ソ連諸国の解体核支援^{〔4,5,6〕}

- ・1992/7、ミュンヘン・サミットにおいて、核兵器の解体・廃棄の結果生じる核物質の平和的利用を確保するためのロシアの努力を支援するとの政治宣言（旧ソ連の核兵器廃棄後に生じるプルトニウムの量は 50 トンとも 100 トンとも推定）

⇒ 核兵器の解体・廃棄後に発生する核物質に対する国際的関心の高さ

[1] ロシアの核兵器廃棄への西側支援

- ・1991/7、米露が第一次戦略兵器削減条約調印、核兵器削減・核弾頭解体・解体核処分動きが開始。両国は、それぞれ大統領声明で核弾頭を解体し、余剰核物質を処分することを国際的に公約
- ・その後、旧ソ連が崩壊し、核保有国がロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに分散
- ・1992/5、旧ソ連 4 ヶ国と米国とがリスボン議定書に調印、旧ソ連の核兵器に関してはロシアを唯一の継承国とすることで合意。同時に、ロシア以外の 3 ヶ国は、7 年間をかけて自国内から戦略核を撤去し、非核兵器国として NPT に加盟することを確約
- ・米国はナン・ルーガー法を成立させ、旧ソ連の大量破壊兵器の解体・廃棄支援のために総額 12 億ドルを計上し、ロシアに対して防護ブランケット、緊急時対応装置、核分裂性物質コンテナ等の核兵器解体・廃棄用の資機材の供与を行うことを合意し実施
- ・1993/2、米国はロシアの核兵器解体後の高濃縮ウラン 500 トンを向こう 20 年間にわたって買い取る「核兵器解体に伴う高濃縮ウランの処分に関する米国およびロシアの政府間合意」（高濃縮ウラン合意）を締結し、購入を決定
- ・イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等の西側各国もロシアと二国間の形で、核兵器を運搬するための輸送機材の供与、放射能事故防止協力、核物質の平和利用の共同研究等に関して検討または実施
- ・2000/9、米露協定により、米露双方でそれぞれ、34 トンの余剰兵器プルトニウムを並行して処分する旨合意

⇒ 詳細は12章3節4「ロシア解体プルトニウム処分協力」を参照

[2] ウクライナの核兵器廃棄への西側支援

- ・1994/1、米・露・ウクライナの 3 ヶ国はモスクワで首脳会談を行い、今後 7 年以内にウクライナに配備された旧ソ連の核兵器をロシアへ移管し全面廃棄することを盛り込んだ 3 ヶ国共同コミュニケに調印。ウクライナは、NPT への早期加入も合わせて約束*

この合意には、核兵器の解体・廃棄の他に、ウクライナに対して米国、ロシア、英国は核攻撃を行わない、核兵器の解体・廃棄に必要な資金を米国が提供し、核兵器の解体に伴う高濃縮ウランをロシアに移管する補償としてロシアから原子力発電用燃料をウクライナに供給する、等も規定

*ウクライナは 1994 年 12 月 5 日に NPT に加入

5.1.3 非核兵器地帯条約等

- ・「非核兵器地帯」とは、一般的には、以下の国際約束によって作り出される「核兵器のない地帯」を意味する^{〔7〕}。

- ① 特定の地域における域内国による核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理の禁止
- ② 核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）がこれら諸国への核兵器の使用及び威をしないことを誓約（消極的安全保障の供与）する議定書を締結

- ・非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた

非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

・非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件*は、次のとおり

- ① 核兵器国を含むすべての関係国の同意があること
- ② 当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること
- ③ 適切な査察・検証を伴っていること
- ④ 公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していること

*国連軍縮委員会(UNDC)が発表した報告書(1999/4/30)で示された原則・ガイドライン

・現在までに、中南米、南太平洋、東南アジア、中央アジア、及びアフリカを対象地域とする以下の非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、発効している(南太平洋諸国が加盟するラロトンガ条約は「非核地帯条約」である)。

[1] ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約(トラテロルコ条約) Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean ^[8,9]

1967/2/14署名、1969/4/25発効

- ・世界で最初に策定された非核兵器地帯条約
- ・トラテロルコは調印式が行われたメキシコ外務省の所在地名
- ・条約の実施機関となる中南米カリブ海核兵器禁止機構(OPANAL)を設立(本部:メキシコシティ)

[条約の対象]

域内33ヶ国。最後に加盟した2002年10月のキューバの批准を以って全ての国が批准を完了

[経過]

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1962/10 | キューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展 |
| 同年12月 | 第17回国連通常総会でブラジル、ボリビア、チリ、エクアドルの4ヶ国からラテンアメリカ非核化決議案が提出 |
| 1963/4 | メキシコも加わった5ヶ国による共同宣言発表、および国連決議採択
メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始 |
| 同年11/27 | 国連総会にて、ラテンアメリカの非核化を求める決議採択 |
| 1967/2/14 | 署名開放、ラテンアメリカ14ヶ国が署名 |
| 1968/4/22 | 条約発効。21ヶ国が署名 |
| 1971年までにイギリス、オランダが付属議定書1を批准 | |
| 1979年までに核兵器国全てが付属議定書2を批准 | |
| 1981/11/23 | アメリカが付属議定書1を批准 |
| 1990 | 本条約はカリブ海諸国にも拡大したことを受け、正式名称を「ラテンアメリカ及びカリブ海域核兵器禁止条約」と改正 |
| 1992/8 | フランスが付属議定書1を批准 |
| 1994/1 | アルゼンチンが本条約を批准 |
| 1994/1 | チリ、ブラジルが本条約を批准(アルゼンチン、ブラジル、チリなど主要国の批准が遅れていたが、これを以ってキューバを除く主要国が出揃う) |
| 1995/2 | アルゼンチンが NPT を批准 |
| 1995/4 | キューバが本条約に署名(東西冷戦時代に東側陣営に加わっていたキューバは、長期に渡り条約に不参加) |
| 1998/7 | ブラジルが NPT と CTBT を批准 |
| 2002/10 | キューバが NPT に加盟、本条約を批准・寄託(条約の対象33ヶ国全ての署名・批准が完了) |

[適用範囲]

西半球(米国の大陸半分及びその領海を除く)の境界内

[締約国の義務]

- ・締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・受領・貯蔵・設置・配備・所有の禁止並びに防止

- ・直接/間接的にも核兵器の実験・使用・製造・生産・所有・管理に関与・奨励・許可・参加を慎む
- ・IAEAとの保障措置協定締結、及びIAEAによる特別査察の実施。
- ・なお、平和目的の核爆発は国際的な監視を受けることを条件に容認。この点は、本条約より後に締結される他の地域の非核兵器地帯条約と異なる。

⇒ 当時の時代背景に、大規模な土木事業の関係で平和目的で原爆が使用可能かどうかをまだ探っていたためとされる。NPT締結後は、核爆発を伴う核エネルギーの民間利用を制限する方向へと向かった。この関係で、国連総会は定期的に本条約を強化する動きを歓迎する決議を採択。

[核兵器国、および旧宗主国を対象とする議定書]

付属議定書I

- ・対象は仏・英・米・オランダ → 全て批准済み(イギリスが1969年、オランダが1971年に批准し、ついで1981年にアメリカ、最後に1992年にフランスが批准)
- ・本条約の適用地域に属領を有する全ての諸外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用
- ・IAEAとの保障措置締結義務

付属議定書II

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 全て批准済み(1969年にイギリス、1971年にアメリカ、1974年にフランス及び中国が批准し、ソ連も1979年に批准を完了)
- ・本条約によって設定される非核武装化の状態を、その目的及び規定に従い完全に尊重
- ・本条約加盟国地域内において、締約国の義務(核兵器の実験・製造・生産・取得を行わず、自国の領域内での核兵器の実験・製造・生産・管理等を禁止する等)に違反する行動の遂行を助長しない
- ・本条約加盟国に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を行わない
- ・なお、核兵器の通過(艦船の移動や運搬)については規定がない

[加盟国](2018/8/1現在)

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

[2] 南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約) South Pacific Nuclear Free Zone Treaty ^[8,10]

1985/8/6署名、1986/12/11発効

- ・南太平洋の非核化(核兵器の使用、保有、実験の禁止等)を定めた条約
- ・署名地のラロトンガ島はクック諸島の首都
- ・署名日は広島原爆投下から丁度40年後の日

[条約の対象]

太平洋諸島フォーラム(PIF)加盟の16ヶ国と地域(自治領)

[経過]

- 1966 フランスが南太平洋地域で核実験を開始したことや、日本が放射性廃棄物を南太平洋に処分しようとしたことなどを背景に、この地域で核実験反対の気運が高まる
- 1975 国連総会において南太平洋における非核地帯設置を支持する決議が採択
- 1985/8/6 南太平洋フォーラム(SPF)*総会において条約採択、署名開放
*SPFは2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称
- 1986/12/11 発効

[適用範囲]

別段の規定がない限り、南太平洋非核地帯内の領域
(内水、領海、群島水域、その海底、及び地下、陸地、並びにその上空)

[締約国の義務]

- ・南太平洋非核地帯内外における核爆発装置の製造・取得・所有・管理の禁止
- ・自国領域内における核爆発装置の配備・実験等を防止
- ・非核地帯内の海洋(公海を含む)への放射性廃棄物及び他の放射性物質の投棄を禁止、領海内での投棄を防止。他の者による域内海洋への投棄を援助・奨励しない
- ・平和的原子力活動へのIAEA保障措置の適用
- ・締約国の代表により構成される協議委員会の決定により特別査察を実施

[核兵器国を対象とした議定書]

第1議定書

- ・対象は仏・英・米 → 仏・英は批准済み、米は署名のみ*
- *2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第1議定書批准承認の議題を上程(未審議)
- ・本条約の適用地域の属領で、主要事項(核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等)を適用

第2議定書

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 中・仏・露・英は批准済み、米は署名のみ*
- *2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第2議定書批准承認の議題を上程(未審議)
- ・本条約及び第1議定書の締約国に対し、核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない

第3議定書

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 中・仏・露・英は批准済み、米は署名のみ*
- *2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第3議定書批准承認の議題を上程(未審議)
- ・域内(公海を含む)で核爆発装置の実験を行わない

[加盟国・地域] (2018/8/1現在)

批准国(13ヶ国)

オーストラリア、クック諸島、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア
※未署名国(3ヶ国): ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ

[3] 東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)Treaty on the Southeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone ^[8,11]

1995/12/15署名、1997/3/27発効

- ・東南アジアの非核化(核兵器の保有、開発の禁止等)を定めた条約
- ・署名された都市の名からバンコク条約とも称する

[条約の対象]

東南アジア諸国10ヶ国。全ての国が批准を完了

[経過]

1967/8/8	東南アジア諸国連合(ASEAN)発足
1971/11	ASEAN臨時外相会議において「東南アジア中立化宣言(クアラルンプール宣言)」を採択。東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯(ZOPFAN)構想」を表明(ベトナム戦争、カンボジア問題、中越戦争など東南アジアにおける軍事衝突の頻発、及び東西冷戦の構図もあり、構想は具体化せず)
1983	インドネシアが非核化の構想を再び提案
1984	ASEAN常任委員会で、本非核兵器地帯構想を検討することを合意
1980年代	合衆国は自国の軍事力展開の妨げになりかねない非核地帯条約に消極的
1990年代	冷戦崩壊後、ソ連崩壊等に伴う核兵器流出がより大きな懸念材料となり、非核地帯条約を核拡散防止の観点から再評価、条約の起草に向けた動きが進展
1995/12/15	ASEAN首脳会議において東南アジア10ヶ国の首脳により署名
1997/3/27	発効
2007	条約発効10周年に際し、条約上の義務の履行の一層の確保などを目的とする2012年までの行動計画を採択
2013/6/30	2013年から2017年までの行動計画を採択
2017/8/4	2018年から2022年までの行動計画を採択

[適用範囲]

締約国の領域、排他的経済水域、大陸棚

[締約国の義務]

- ・適用域内外において、核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験・使用、地帯内(公海を含む)における放射性物質及び同廃棄物の海洋投棄及び大気中への排出禁止。自国領域内において他国がこれらの行動(核兵器の運搬を除く)をとることを許してはならない。
- ・IAEAとの包括的保障措置協定締結

[核兵器国を対象とした議定書]

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 現時点で、1ヶ国も署名するに至っていない。
- ・核兵器国は条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。
- ・核兵器国が東南アジア非核兵器地帯内(締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域を含む)において核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止する。

[加盟国](2018/8/1現在)

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン

[4] アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約) African Nuclear-Weapon-Free Zone Treaty ^[8,12]
1996/4/11署名、2009/7/15発効

- ・アフリカ諸国が参加する条約
 - ・一旦、核兵器を開発、保有した上で、これを放棄した経験を有する国（南アフリカ：1998/3/13批准）を締約対象国として構想された初めての条約
 - ・条約発効以前に保有した核兵器及び核兵器の製造に使用された施設を破壊及び解体するための手順、及びその検証に関する条項を有する
他の非核兵器地帯構想には見られない最大の特徴
 - ・本条約の通称であるペリンダバは、南アフリカ原子力研究所の所在地であるプレトリア近郊の町の名前
 - その地で本条約が実質的に合意されたことに因む
 - 本条約の実施機関となるアフリカ原子力委員会(AFCONE)の本部を南アフリカに設置予定*
- *2016/11/4 アフリカ連合(AU) と南アフリカがAFCONEのホスト国協定に署名

[条約の対象]

アフリカ諸国54ヶ国

[経過]

- 1961 国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言を採択
- 1964 アフリカ統一機構(OAU)首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言を採択
- 1991 南アフリカが核兵器を放棄し非核兵器国としてNPT締結(条約化実現に弾み)
- 1995/6 OAU首脳会議において、アフリカ非核兵器地帯条約の最終案文を採択
- 1996/4/11 アフリカ諸国42ヶ国が署名
- 2009/7/15 ブルンジの批准(7/15)を以って発効要件の批准国数28ヶ国に達し、発効

[適用範囲]

アフリカ大陸、OAU加盟島嶼国、及びOAU決議によりアフリカに属するとみなされる島嶼の領域(領土、内水、領海、群島水域、それらの海底、地下、並びに上空)

[締約国の義務]

- ・域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有、管理を行わない
- ・自国領域内における核爆発装置の配置を禁止
- ・域内外における核爆発装置の実験、自国領域内での実験を禁止
- ・核爆発装置の製造能力を申告すると共に、本条約発効前に製造された核爆発装置の解体・破壊、核爆発装置製造施設の破壊又は平和利用施設への転換に至る過程においてIAEA及びAFCONEの査察を受入れる
- ・アフリカへの有害廃棄物質の輸入を禁止し、域内における放射性廃棄物・その他の放射性物質の投棄に対する援助・奨励を行わない
- ・IAEAと包括的保障措置協定を締結する。
- ・同協定未締約国に対し、平和的目的であっても特定の核分裂性物質、及びその処理、使用、製造のための原料や処理資機材等を供給しない。
- ・核物質防護条約及びIAEAの勧告・ガイドラインに規定される措置と同等の防護措置を維持する
- ・域内の原子力施設に対する武力攻撃を行わず、この行為を援助・奨励しない

[核兵器国、および属領領有国を対象とする議定書]

第1議定書

・対象は中・仏・露・英・米 → 仏・中・英は批准済み、露・米*は署名のみ

*2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第1議定書批准承認の議題を上程(未審議)

・核兵器国は、本条約締約国及びアフリカ非核地帯に対し核爆発装置の使用、及び使用の威嚇を行わない

第2議定書

・対象は中・仏・露・英・米 → 仏・中・英は批准済み、露・米*は署名のみ

*2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第2議定書批准承認の議題を上程(未審議)

・本条約及び議定書の違反となるような行為に貢献しない。アフリカ非核兵器地帯において核爆発装置の実験を行わず、援助・奨励しない。

第3議定書

・対象は仏・スペイン → 仏は批准済み、スペインは未署名

・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項(核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等)及びIAEA保障措置の適用を確保する。

[加盟国](2018/8/1現在)

批准国(40ヶ国)

アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビザウ、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、トーゴ、チュニジア、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ

署名国(13ヶ国)

カーボベルデ、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、リベリア、モロッコ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、ウガンダ

未署名国(1ヶ国)

サハラ・アラブ民主共和国

[5] 中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約) Treaty on a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central Asia ^[8,13]

2006/9/8署名、2009/3/21発効

- ・中央アジア諸国は、核兵器保有国の中国、ロシア、インド、パキスタン、核兵器を保有しているとされているイスラエル、核開発疑惑が取りざたされるイランなどの国々と地理的に近いことから、核軍拡の犠牲となることを回避するため域内の真の安全保障を求めて国際的地位を向上させ独立当初より努力を重ね、本条約の締結に至った
- ・本条約は、北半球の国のみを加盟国とする初の非核兵器地帯条約で、かつての核保有地帯(旧ソ連は中央アジアに大量の戦略核兵器を配備、条約の調印地であるカザフスタン東部のセミパラチンスクはソ連最大の核実験拠点)に非核地帯を設けることは、非核・軍縮の観点から象徴的

[条約の対象]

中央アジア 5ヶ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)

[経過]

- | | |
|-----------|---|
| 1992 | モンゴルが一国非核地位を宣言、地域的な非核兵器地帯創設を呼掛け |
| 同年 | カザフスタンが核兵器の完全廃棄に向けた段階的削減を宣言(ソ連解体時、世界で4番目に多くの核弾頭が残存) |
| 1993/9 | ウズベキスタン首脳が中央アジア非核地帯の構築を初めて提唱 |
| 1995/5 | カザフスタンで最後の核装置を除去(中央アジアは事実上の非核地帯となる) |
| 1997/2 | 中央アジア5ヶ国首脳会談において、非核兵器地帯条約創設を支持する「アルマティ宣言」採択(非核兵器地帯条約の創設が加速) |
| 1998 | 当時の国連軍縮局(アジア太平洋平和軍縮センター)が設置した専門家グループが、本格的な条約案の起草を開始 |
| 2002/9 | サマルカンド専門家会合で5ヶ国間の条約案文の交渉が終了 |
| 2005/2 | タシケントで開催された域内会議において条約及び議定書案について合意 |
| 2006/9/8 | カザフスタンのセミパラチンスクで条約署名式が開催され、5ヶ国の外相レベルの代表者が条約に署名 |
| 2009/3/21 | 発効 |

[適用範囲]

カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンに属する領土、全ての水域(港、湖、河川)及び領空

[締約国の義務]

- ・核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理を行わない
- ・自国領域内で核兵器または他の核爆発装置の製造・取得・配置・貯蔵または使用を許可しない
- ・自国領域内で他国の放射性廃棄物の処分を許可しない
- ・包括的核実験禁止条約(CTBT)を遵守し、域内の核実験または他の核爆発を禁止(締約国は全てCTBTを批准済み)
- ・核兵器等の開発等に関連する過去の活動の結果として汚染した領域の環境回復のためのいかなる努力についても支援
- ・自国の領域内及び管轄または管理下にあるいかなる場所においても、核物質及び核施設を専ら平和目的のために使用

- ・条約発効後18ヶ月以内に包括的保障措置協定及び追加議定書を発効させる(全加盟国で発効)
- ・包括的保障措置協定及び追加議定書を発効していない国に対して特殊核分裂性物質、原料物質、特殊核分裂性物質の処理等のために特に設計された資機材を供与しない。
- ・核物質防護条約や、IAEAが策定する核物質防護の勧告やガイドラインで要求される防護措置をとる(ペリンダバ条約以外の非核兵器地帯条約には同様の規定なし)

[核兵器国を対象とする議定書]

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 2014年に仏が、2015年に中・英・露が批准。米国は2014年に署名*。

*2015年4月27日に、オバマ米大統領が上院に議定書批准承認の議題を上程(未審議)

- ・締約国に対して核兵器または他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しない
 - 「一方の締約国が他国に侵略された場合、その他の締約国は軍事援助を含むすべての必要な支援を提供する」との条項に基づき、ロシアが中央アジア諸国に核兵器を配備することができるのではないかと米英仏は懸念し、本条約の趣旨に反するとしてこの条項の削除を要求
 - こうした懸念を緩和するため、「締約国は含まれる主要原則に従い、条約の目的の実効的な履行に必要な全ての手段をとる」ことを規定しているが、将来の核兵器の配備の可能性については曖昧になっており、完全には否定されていない可能性がある

[加盟国](2018/8/1現在)

カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

上述の5つの非核兵器地帯条約・議定書が定める内容等を次頁の比較表にまとめた。

表 5-1 非核兵器地帯条約の比較^[14]

	トラテロルコ条約	ラロトンガ条約	バンコク条約	ペリンダバ条約	セミパラチンスク条約
署名	1967/2/14	1985/8/6	1995/12/15	1996/4/11	2006/9/8
発効	1969/4/25	1986/12/11	1997/3/27	2009/7/15	2009/3/21
締約国	全てのラテンアメリカ諸国	南太平洋フォーラムの あらゆる加盟国	東南アジア10ヶ国	アフリカ非核兵器地帯内 の全ての国家54ヶ国	中央アジア5ヶ国
適用範囲	西半球(米国の大陸半分 及びその領海を除く)の 境界内	南太平洋非核地帯内の 領域(内水、領海、群島 水域、その海底、及び地 下、陸地、並びにその上 空)	締約国の領域、大陸棚、 及び排他的経済水域	アフリカ大陸、及びアフリ カに属するとみなされる 島嶼の領域(領土、内 水、領海、群島水域、そ れらの海底、地下、並び に上空)	締約国に属する領土、全 ての水域(港、湖、河川) 及び領空
締約国の義務 核兵器 (核爆発装置)	・締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・受領・貯蔵・設置・配備・所有の禁止並びに防止 ・直接的にも間接的にも核兵器の実験・使用・製造・生産・所有・管理に関与・奨励・許可・参加することを慎む ・国際的な監視を受けることを前提に、平和目的の核爆発を容認	・域内外における核爆発装置の製造・取得・所有・管理の禁止 ・自国領域内における核爆発装置の配備・実験等を防止	・域内外における核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験・使用の禁止	・域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有、管理の禁止 ・自国領域内における核爆発装置の配置を禁止 ・域内外における核爆発装置の実験、自国領域内での実験を禁止 ・核爆発装置の製造能力の申告、本条約発効前に製造された核爆発装置を解体・破壊、核爆発装置製造施設の破壊又は平和利用に転用	・核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理を禁止 ・自国領域内で核兵器・他の核爆発装置の製造・取得・配置・貯蔵・使用を許可しない ・CTBTの遵守、域内の核実験または他の核爆発の禁止 ・核兵器等の開発等に関連する過去の活動の結果として汚染した領域の環境回復を支援 ・自国の領域内等において核物質及び核施設を平和目的のために使用 ・核物質防護条約・核物質防護の勧告・ガイドラインで要求される防護措置

	トラテロルコ条約	ラロトンガ条約	バンコク条約	ペリンダバ条約	セミパラチンスク条約
投棄	—	域内海洋・領海内での放射性廃棄物の投棄並びにその援助・奨励を禁止	域内における大気中・海洋・領土への放射性物質・放射性廃棄物の投棄・排出を禁止	アフリカへの有害廃棄物の輸入、域内の放射性廃棄物・その他の放射性物質の投棄の援助・奨励の禁止	自国領域内で他国の放射性廃棄物の処分を許可しない
IAEA 保障措置協定	協定締結義務、および特別査察の実施		包括的保障措置協定の締結義務	包括的保障措置協定の締結義務	包括的保障措置協定・追加議定書の締結義務
通過通航権	—	外国の船舶・航空機による寄港・上空通過、及び無害通航、外国の船舶による領海・群島水域の航行を許可するか否かを決定する自由を有する	外国の船舶・航空機による寄港・上空通過、及び無害通航、外国の船舶による領海・群島水域の航行を許可するか否かを決定する自由を有する	外国の船舶・航空機による寄港・上空通過、及び無害通航、外国の船舶による領海・群島水域の航行を許可するか否かを決定する自由を有する	—
議定書 内容	・条約の適用地域に属領を有するすべての域外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用 ・消極的安全保障の供与	・条約の適用地域に属領を有するすべての域外国は、当該属領において本条約の主要な事項を適用 ・核兵器国は、域内（公海を含む）で核爆発装置の実験を行わない ・消極的安全保障の供与	・核兵器国は、条約を尊重し、条約および議定書の違反行為に寄与しない ・消極的安全保障の供与	・核兵器国は、域内で核爆発装置の実験を行わず、その行為を援助又は支援しない ・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項およびIAEA保障措置の適用を確保 ・消極的安全保障の供与	・締約国に対して核兵器または他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しない ・消極的安全保障の供与
議定書 批准状況	全ての核兵器国批准済み	米のみ未批准	全ての核兵器国が未署名	露・米のみ未批准	米のみ未批准

[6] 非核化宣言

当事国による非核化の意思が宣言されたもの

(1) モンゴルの一国非核の地位宣言^{【15】}

- ・1992年、国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領が一国非核の地位を宣言、核兵器国に対して、非核の地位を尊重し安全保障を供与するよう求める
- ・1998年、国連総会において、この宣言を内容とする決議(53/77D)を採択
- ・以降、隔年でモンゴルの一国非核の地位を歓迎する内容の決議が採択
- ・2000/2/3、国内法「モンゴル国の非核兵器地位に関する法律」を制定
- ・2000/10、5核兵器国は、国連総会決議の実施のために協力すること、また、1995年に表明した「NPTを締結している非核兵器国に対する消極的安全保障の供与をモンゴルについて再確認する」との共同声明を発表
- ・2001/9、札幌において、モンゴルの一国非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催
- ・国連総会決議及び5核兵器国の共同声明は政治文書であって、モンゴルの非核地位が法的に認められたわけではない点が条約と異なっており、いまだ法的拘束力のある国際取り決めの実現には至らず

(2) 朝鮮半島非核化共同宣言(1992/1/20署名、1992/2/19発効)^{【16】}

- ・南北朝鮮は、冷戦の終結を反映して、以下の内容の宣言に署名
 - 原子力を平和目的に限定して利用することとし、核兵器の実験、製造、受領、所有、貯蔵、配備、使用を禁止
 - 再処理施設、濃縮施設の保有を禁止
 - 本宣言を履行する目的で、南北共同核管理委員会を設立し、両者により選定、合意された対象に対する査察を実施
- ・再処理施設、濃縮施設の保有まで禁じたところに特徴
- ・しかしながら、その後に北朝鮮による核開発疑惑が発覚し、非核化に向けた動きは停滞
⇒最近の動向については10章4節「北朝鮮の核開発問題」を参照

[7] 構想段階にある非核兵器地帯

現在、様々な非核兵器地帯が提案あるいは構想されているが、主なものは以下のとおり

(1) 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯^{〔17〕}

- ・1974年の国連総会において、エジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議を採択
- ・毎年、国連総会で、中東非核兵器地帯設置についての決議をコンセンサスで採択
- ・第62回国連総会(2007)では、イスラエルから中東非核兵器地帯は地域内の直接対話によってのみ実現するなどの意見
- ・2010年NPT運用検討会議の最終文書で2012年に開催が予定されていた「中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設置に関する会議」が開催されず
- ・2015年NPT運用検討会議の最終文書はこの問題に係る加盟国の意見の不一致で採択されず
- ・核兵器を保有しているとされるイスラエルのNPT未締結など問題があり、今のところ本構想が実現される見通しは立たず

(2) 北東アジア非核化地帯^{〔18〕}

- ・日本、韓国、北朝鮮の3ヶ国、もしくはモンゴルを加えた4ヶ国、ないしは台湾を加えた5ヶ国による非核地帯構想で、議定書の対象は米中露の3ヶ国を想定
- ・非核三原則を国是とし核廃絶に強い意欲を有する日本、朝鮮半島の非核化に関する共同宣言を行った韓国・北朝鮮、一国非核の地位を宣言し国連において歓迎されているモンゴル、そして中国からの核の脅威を間近に感じている台湾と、いずれも非核地帯構想には縁の深い国々
- ・実現すれば、長期に渡り冷戦期からの歪み・痼りの蓄積地域だけに意義深い
- ・一方、北朝鮮については核施設の無能力化と解体の完全履行、日本・韓国については米国の核抑止力を前提にした日米・韓米同盟の取扱い等、非核地帯構想の実現に当たって解決して行くべき課題が多い
- ・北東アジア地域においては、①依然として安全保障上の不安定要因や緊張関係が存在していること、②現実には核戦力を含む大規模な軍事力が存在すること等により、非核兵器地帯構想の実現のための現実的な環境は未だ整っているとは言えない。北朝鮮による核開発は、核軍縮の機運に逆行するとともに、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、まずは北朝鮮の核放棄の実現に向け、努力する必要がある。また、まさに域内に核兵器国が存在していることが、これまで実現してきた非核兵器地帯と根本的に異なる点であると同時に、難しい問題として立ちはだかっている。^{〔19〕}

[8] 南極、海底、宇宙・月の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、特定の場所・空間において核兵器を始めとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止する、以下の条約・協定が発効

(1) 南極条約 The Antarctic Treaty ^[20,21]

1959/12/1署名、1961/6/23発効、日本は1960/8/4批准書寄託、条約第5号

南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定

[核不拡散に関連する記述]

第1条 平和的利用

- 1 南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防備施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。

第5条 核爆発・放射性物質処分の禁止

- 1 南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の同地域における処分は禁止する。
- 2 核の爆発及び放射性廃棄物の処分を含む核エネルギーの利用に関する国際協定が、第9条に定める会合（編者注：締約国の会合）に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国を当事国として締結される場合には、その協定に基づいて定められる規則は、南極地域に適用する。

[締約国] 2018/8/1現在

批准（53ヶ国）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、チェコ、北朝鮮、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、インド、イタリア、日本、カザフスタン、マレーシア、モナコ、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パプアニューギニア、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ、ウルグアイ、ベネズエラ

- (2)月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(宇宙条約) Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies ^[20,22]

1966/12/19採択、1967/10/10発効、日本は1967/10/10批准書寄託、条約第19号

核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないこと等を約束することを規定

[核不拡散に関連する記述]

第4条

条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。

月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために、条約のすべての当事国によって利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは、禁止しない。月その他の天体の平和的探査のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また、禁止しない。

[参加国] 2018/4/9現在

批准国(107ヶ国)

アフガニスタン、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、中華人民共和国、キューバ、キプロス、チェコ、朝鮮民主主義人民共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ケニア、クウェート、ラオス、レバノン、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ミャンマー、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、セントビンセント・グレナディーン、サンマリノ、サウジアラビア、セイシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア

署名国(24ヶ国)

ボリビア、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コロンビア、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、イラン、ヨルダン、レソト、マレーシア、パナマ、フィリピン、ルワンダ、セルビア、ソマリア、トリニダード・トバゴ

(3)核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約（海底非核化条約、または海底核兵器禁止条約、海底核禁条約）Treaty on the Prohibition of the Emplacement of Nuclear Weapons and other Weapons of Mass Destruction on the Seabed and the Ocean Floor and in the Subsoil thereof ^[20,23]

1971/2/11署名、1972/5/18発効、日本は1972/6/21批准書寄託、条約第4号

領海の外側(12海里以遠)に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定

[核不拡散に関連する記述]

第1条 核兵器等の設置の禁止

- 1 締約国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を次条に定める海底区域の限界の外側の海底に据え付けず又は置かないことを約束する。
- 2 1の約束は、1の海底区域についても適用する。ただし、1の海底区域内では、当該沿岸国には適用がなく、また、当該沿岸国の領海の海底については適用しない。
- 3 締約国は、いかなる国に対しても1の設置を援助せず、奨励せず及び勧誘しないこと並びにその他のいかなる態様によつてもその設置に参加しないことを約束する。

第9条 非核地域との関係

この条約の規定は、核兵器のない地域を設定する国際文書に基づく締約国の義務にいかなる影響をも及ぼすものではない。

[参加国] 2018/8/1現在

批准国(94ヶ国)

アフガニスタン、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベラルーシ、ベルギー、ベニン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、ケープ・ベルデ、中央アフリカ、中国、コンゴ、コート・ジボアール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、赤道ギニア、エチオピア、フィンランド、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、ラオス、ラトビア、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セルビア、セイシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン諸島、南アフリカ、スペイン、スワジランド、スウェーデン、スイス、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ベトナム、イエメン、ザンビア

署名国(21ヶ国)

ボリビア、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、コロンビア、コスタリカ、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ホンジュラス、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、ミャンマー、パラグアイ、セネガル、シエラレオネ、スーダン、タンザニア、ウルグアイ

(4)月その他の天体における国家活動を律する協定(月協定) Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies ^[20,24]

1979/12/5採択、1984/7/11発効、日本は未締結

核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を回る軌道又は月に到達し若しくは月を回るその他の飛行経路に乗せないこと、並びにこれらの兵器を月面上若しくは月内部において配置し又は使用してはならないことを規定

[核不拡散に関連する記述]

第3条 平和目的のための利用

- 1 月は、もっぱら平和的目的のために、全ての締約国によって利用されるものとする。
- 2 月における脅迫、武力行使その他の敵対活動又は敵対活動の脅迫は、禁止される。そのような活動を行なうために月を利用すること、又は、地球、月、宇宙船、宇宙船の要員若しくは人工宇宙物体に関するそのような脅迫に従事するために月を利用することもまた禁止される。
- 3 締約国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を周回する軌道、月又は月の周回軌道に到達する飛行経路に乗せないものとし、これらの兵器を月面上又は月内部に配置しないものとする。
- 4 月面上における軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は禁止する。科学的研究又はその他の平和的目的のために軍の要員を使用することは禁止しない。月の平和的探査及び利用のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また禁止しない。

[参加国] 2018/4/9現在

批准国(18カ国)

アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、チリ、カザフスタン、クウェート、レバノン、メキシコ、モロッコ、オランダ、パキスタン、ペルー、フィリピン、サウジアラビア、トルコ、ウルグアイ、ベネズエラ

署名国(4カ国)

フランス、グアテマラ、インド、ルーマニア

5.1.4 我が国の取組み

我が国は唯一の被爆国として究極的な核兵器廃絶を目指し、核軍縮のための個別の国際的努力に積極的に貢献している。この観点から、資金援助や事業参加に取り組んでいる。

[1] 大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ^[1]

・我が国の主張が十分反映され、事業の実施に関する「指針」として、ロシアがプロジェクトの実施に第一義的責任を有することが確認されるとともに、ロシアが他国とのプロジェクトの実施に全面的に協力すべきことが明確にされた

責任の所在、十分な協力の必要性、及び評価のためのG8調整メカニズムの設置を定め、プロジェクト実施現場へのアクセス確保、免税、免責の保証等の点で必要な措置を明記

⇒ G8が共同してロシアと調整する枠組みができ、プロジェクト実施に共通の困難を抱える各国と共同して問題解決に取り組む、また、ロシアと調整することが容易に

・カナナスキス・サミットにおいて、協力事業の実施上の困難の解決が協力の前提である旨述べ、G8グローバル・パートナーシップに当面2億ドル余りの貢献を行うこととした

1億ドル余りを退役原子力潜水艦の解体に当て、残りの1億ドルを余剰兵器プルトニウムの国際的な処分計画のために拠出することとした

・我が国は本枠組みにおいて、ロシアの退役原潜6隻の解体事業への貢献に加え、旧ソ連諸国（ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）における核セキュリティ関連事業に貢献^[3]

[2] ロシアの解体核に関する我が国の支援^[1]

・米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力は以下のとおり

- 旧ソ連下で核兵器が配備されていたロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間で非核化協力のための協定締結、総額1億ドルの協力実施を決定(1993/4)
- 同協定に基づき、1993/10から1994/3にかけて、日露、日ベラルーシ、日ウクライナ、日カザフスタン各非核化協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始
- ケルン・サミット(1999)にて、旧ソ連4ヶ国への更なる協力促進のため、総額約2億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当）のプロジェクトに対する協力を表明。資金援助とともに、関連事業に対する協力を実施

(1) 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設^[25]

・1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題に

・日本はロシアに対し海洋投棄の中止を要求、具体的な防止措置として、日露非核化協力委員会を通じ、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設協力を決定

・1996/1 「すずらん」建設開始

・1998/4 完成。施設の稼働に必要な試運転、ロシア国内の調整を実施

・2001/11 ロシア政府へ引渡し

・現在、ウラジオストク近郊のズヴェズダ造船所内（ポリシヨイ・カーメニ市）に係留され、原潜の解体で生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を実施



図 5-2 「すずらん」の全景

出典：外務省 HP^[26]

発生した液体放射性廃棄物は「すずらん」で処理され、浄

化した水を海に放出^{〔26〕}

「すずらん」の特徴

- ・浮体構造型の洋上処理施設
- ・低レベル液体放射性廃棄物の処理能力：年間約7,000m³
- ・現在極東に貯蔵されている液体放射性廃棄物（約5,000m³）に加え、今後極東で実施される原子力潜水艦の解体で生ずる液体放射性廃棄物（原潜1隻当たり約300m³）を処理するために十分な能力

(2) ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」^{〔27〕}

日本海を挟んで隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した原子力潜水艦が係留され、核軍縮、核不拡散、及び日本海の環境保護の観点から問題

- 多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があり、日本海の環境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威（同地域では、1980年代に発生した原子力潜水艦の臨界事故により周辺地域で放射能汚染が生じ、この事故原潜も未処理のまま係留）
- 艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も

1999/5 米国と調整しつつ、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」を策定

2000/9 「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」を策定、日露非核化協力委員会を通じ、極東における退役原子力潜水艦解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施

2002/11 ロシアと直接協議

2003/1 日露首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速化するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原子力潜水艦解体事業の着実な実施を明記

本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」（ロシア語で「星」）に因んで「希望の星」と命名

2003/2 日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原子力潜水艦1隻の解体に協力を決定

同事業に関する基本文書に署名(6月)、解体を行うための契約署名とともに解体事業に対する協力を開始(12月)

2004/12 同事業の完了



図 5-3 「希望の星」の状況

出典：外務省 HP^{〔27〕}

(3) ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分

- ・米露間で核軍縮が進展し、解体された核兵器から大量に発生した余剰兵器プルトニウムについて、特に国内管理体制が弱いロシアにおいてその核兵器への再転用と流出の防止が、核軍縮の一層の促進と核テロ対策及び核の不拡散を強化する観点から重大な課題
- ・1999年から2004年までに、日本の核燃料サイクル開発機構(当時)とロシアの研究機関との間の研究協力により、原子爆弾2~3個に相当する量の約20kgの兵器級プルトニウムをバイパック(振動充填)燃料に加工、高速炉を用いた処分に成功
- ・2004年以降も、日本原子力研究開発機構とロシアの研究機関との間で、余剰兵器プルトニウムを用いたバイパック燃料の技術開発に関する研究協力を進めており、ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分に貢献

⇒詳細は12章3節4「ロシア解体プルトニウム処分協力」に記載

[3] 非核兵器地帯条約^{〔28〕}

- ・一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資する、というのが非核兵器地帯に関する我が国の基本的な立場
- ・国連総会において、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議が採択されており、我が国もコンセンサスに参加
- ・国連軍縮局(当時)に対して、中央アジア非核兵器地帯条約起草支援のための資金を拠出するなど、条約の成立に貢献
- ・2005年NPT運用検討会議において、中東非大量破壊兵器地帯の設置を求める1995年NPT運用検討会議の「中東に関する決議」に関して報告書を提出
- ・日本提出の核兵器廃絶決議で、国連軍縮委員会(UNDC)が採択した原則・ガイドラインに基づく更なる非核兵器地帯の創設を奨励する旨を盛り込む